

令和6年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔知事総括〕開催状況

開催年月日 令和6年10月2日(水)

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 知事

質問要旨	答弁要旨
<p><b>二 ロシア軍機による領空侵犯等について</b></p> <p><b>(一) 領空侵犯に関する国からの情報伝達について</b></p> <p>領空侵犯等についてです。分科会審査で、領空侵犯の情報伝達に関し、道は報道後さらに時間を経てやっと把握していたことが明らかとなりました。知事も課題と発言していたわけですが、何が課題でどうあるべきとお考えでしょうか。</p> <p>情報共有は必要で、国からの情報提供に課題があったという認識だったと思うのですがね。</p> <p><b>(二) 市町村への情報伝達について</b></p> <p>道の方はどうでしょうか。分科会でこれまで25件もの領空侵犯があったにもかかわらず、市町村への情報伝達の仕組みがないことが明らかになりました。問題とお考えですか。</p> <p><b>(再質)</b></p> <p>ちょっと確認したいのですが、知事は今回の件で市町村への情報伝達の仕組みがないことを知ったのか、それとも事前に知っていたのだけ放置していたのか、どちらでしょうか。</p> <p>これを機に新しく情報伝達の仕組みを作るといいますから、それはそれで了解しておきますけども、あまりにも遅いと思います。</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>領空侵犯に関し、国からの情報伝達についてであります。先月23日のロシア軍機による領空侵犯においては、北海道防衛局から、道への情報提供が内閣官房長官の記者会見から1時間半後となるなど、情報伝達に課題があったものと考えています。</p> <p>道民の皆様が不安に感じられている中で、情報の共有を適切に行っていく必要があったことから、24日には、林内閣官房長官あて、関係自治体や国民への情報提供を適時適切に行うよう、緊急要請を行ったほか、26日には、北海道防衛局長と面会し、防衛局として情報共有が円滑に行われるよう取組を進めることについて、私から直接要請したところであります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>市町村への情報伝達についてであります。これまで、国及び道においても、領空侵犯事案が発生した際の市町村への情報伝達について、具体的な対応を定めていなかったことは課題と認識しており、私から、担当部局に指示し、先月25日、「ロシア軍機による領空侵犯に係る関係機関担当者会議」を開催したところでございます。</p> <p>この会議では、道防衛局、第一管区海上保安本部、道警のほか、北海道市長会、町村会にも参加いただき、今回の事案の対応経過や課題を始め、情報共有を強化することを確認したところであり、道としては、今後、同様の事案が発生した場合に、関係機関との緊密な連携の下、道民の皆様や関係市町村へ適時に情報提供を行うなど、適切に対応できるよう、取り組んでまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>市町村への情報伝達についてであります。先月24日の林官房長官への緊急要請の実施について報告を受けた際に、私から、担当部局に対し、今回の対応を早急に検証するよう指示していたところであります。</p> <p>25日の朝、担当部局から、領空侵犯事案については、災害時や大規模事故発生時と同様の市町村に対する情報伝達について、具体的な対応が定められていなかったとの報告を受けたところであります。</p> <p>このため、私から、直ちに担当部局に対し、関係機関との会議を開催するよう指示し、この会議において、こうした課題も含め、今回の対応経過等の共有と今後の連携強化の確認を行ったところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(三) フレア射出に関する説明・検証について</b></p> <p>知事は林官房長官宛に緊急要請を行っているのですが、住民の安全を守る立場から、フレア射出に至った一連の対応について説明を求めています。簡単に適切だと判断せずに、検証すべきとはお考えにならないのでしょうか。</p> <p>北海道の上空でおきているわけですから、この現場の判断が当然と安易に納得すべきではないというふうに思います。</p> <p><b>(四) 今後の外交及び対応について</b></p> <p>領空侵犯は明確な国際法違反であります。しかし、挑発に乗ったり、衝突回避の手段がエスカレートすることによって軍事的緊張を高めかねないからです。国際社会とも連携しながら、互いに脅威とならないように外交で解決すべきであって、くれぐれもですね、軍事的緊張を高めないことを国に求めるべきではないかと考えております。</p> <p>知事の見解と、今後の改善すべき対応について伺います。</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>今回の対領空侵犯措置についてでありますけれども、先月23日の記者会見において、木原防衛大臣からは、事案の経過やロシア政府に対して外交ルートで抗議したことなどが示され、翌24日の記者会見では、「様々な状況を鑑みて、今回のフレアによる警告に至ったことについて、その警告によって速やかにロシア軍機が領空外に退避したことを考えれば、適切な判断だったと考えている。」との見解が示されました。</p> <p>また、先月26日に行った北海道防衛局長との意見交換において、道防衛局長から、「今般のロシア軍機の領空侵犯に際しては、無線、機体信号及びフレアによる警告を適切に実施し、厳正な対領空侵犯措置を実施した。」との説明を受けたところでございます。</p> <p>私としては、対領空侵犯措置は、国防を担う国の責任において対処されるべきものであり、今後も、万全を期していただきたいと考えています。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>領空侵犯事案に係る今後の対応についてであります。領空侵犯は、国際法上の違法な行為で、我が国の主権の重大な侵害であり、特に、この度、ロシア軍機により、礼文島北方の領海上空で3度にわたり領空侵犯が行われ、自衛隊機が初めてフレアによる警告を行う事態に至ったことは、道民の安全を脅かすものとして断じて容認することはできないものと認識しています。</p> <p>このため、道では、内閣官房長官に対し、ロシア政府に対して、再発防止を求める毅然とした外交交渉の推進や、ロシア軍等の活動に対する必要な情報の収集分析及び警戒・監視に万全を期すことなどを求める緊急要請を行ったところであります。</p> <p>一方、今回の事案では、関係機関の間での情報共有や、道民、関係市町村への情報提供に課題があったことから、道としては、これらを踏まえ、関係機関との緊密な連携の下、適時の情報提供など、今回と同様の事案が発生した場合に適切に対応できるよう、取り組んでまいります。</p>